

平成 30 年 11 月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『小規模宅地等の特例 適用可否の分岐点』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

P.191「設問 53」の文章を、以下のとおり差し替えます。

特定同族会社の要件を満たすP社は、被相続人所有の建物を有償で賃借していた。この建物を被相続人の配偶者が取得し、代表取締役となった別生計の長男が土地を取得し、申告期限まで所有していた。

この敷地について、小規模宅地等の特例の適用は、どうなるか。

以上